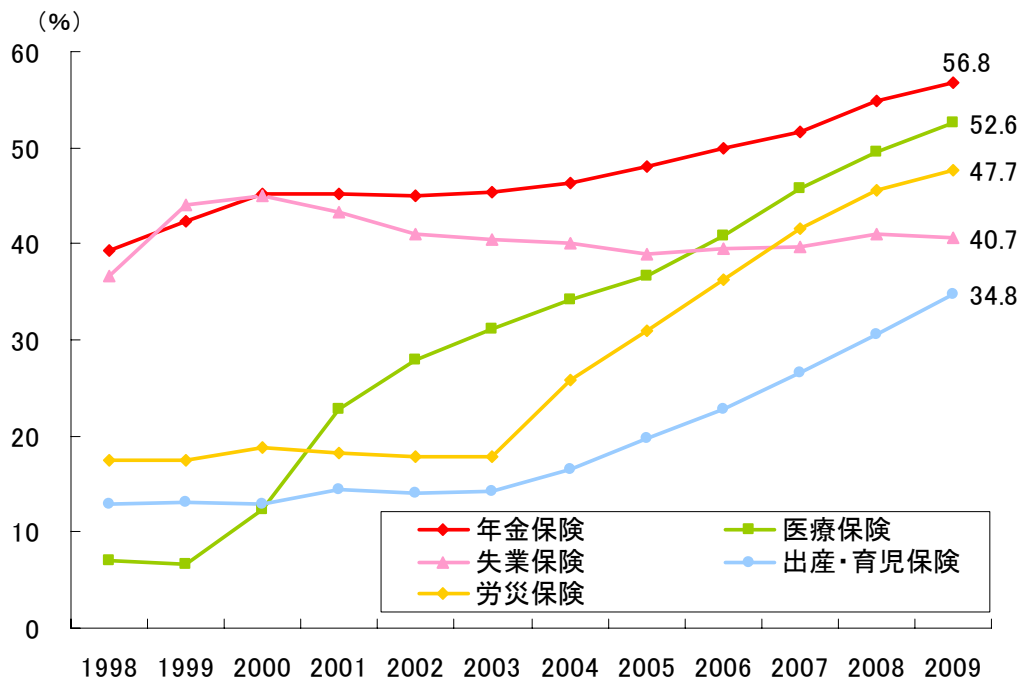


(海外年金制度)：中国における社会保険制度の拡充—外国人就労者も加入対象へ

2011年7月以降、中国で働く外国人にも社会保険への加入が求められるようになる(2008年時点での日本人就労者はおよそ7万人)。外国人への適用に関する詳細は現在のところ未定だが、本稿では中国における社会保険制度、特に公的年金制度の現状をお伝えする。

中国では原則的に戸籍(農村または都市)によって加入する社会保険が異なり、都市部における企業就労者(都市戸籍所有者)を対象とした社会保険には、年金、医療、労災、失業、出産・育児の5つがある。都市部就労者の社会保険の加入状況を見ると(図表1)、年々増加傾向にはあるものの、2009年時点で年金の加入率が56.8%、医療についても52.6%となっており、およそ4割は未加入の状態にある。

図表1：都市部就労者の社会保険加入状況



(出所) 中国統計年鑑、人力資源社会保障部事業発展統計公報より作成

加入率が半分程度にとどまっている理由としてまずあげられるのが、保険料の企業負担が重い点である。社会保険料は、原則的に本人の平均給与に各地方政府がその地域の実情に応じた保険料率を適用する。例えば北京市の場合、企業負担の保険料率は本人平均給与に対して、医療保険が9%、年金保険が20%、失業保険が1.5%、労災が0.2~1.5%(職業別)、出産・育児保険が0.8%で、合計すると本人の平均給与のおよそ33%にあたる。これ以外にも高額医療保険の1%、各企業が任意で加入する補充医療保険の4%を加算すれば、負担はおよそ4割となる。中国では2011年7月から社会保険法が施行され、国内で働く外国人にも適用されることとなったが、詳細な内容はまだ発表されていない。しかし、上記の基準をそのまま適用した場合、外国人の給与水準が相対的に高いことを考慮すると、企業のコストが大幅に増加する可能性がある。

では、上述の社会保険の1つである都市部の企業就労者を対象とした年金制度についてみてみよう。本誌2010年3月号で述べたように、中国における都市部の年金制度は1960年代に国有企業の従業員を対象としてスタートし、1998年には民間企業の従業員、2006年には自営業者に加入範囲が広がられている。都市部における公的年金制度は原則的に就労者本人のみを加入対象とし、扶養されている配偶者は対象から外れている（都市化が進んだ地域では企業就労者を対象とした制度とは別に、主婦など非就労者及び農村部住民を対象とした新たな年金制度をこの2～3年の間に導入している）。

財政方式は日本と同様、社会保険方式を採用している。保険料率は、原則的に、労使負担合わせて28%（労働者：8%、使用者：20%）と、日本の15.704%（労使折半）と比較して使用者負担が重くなっている。拠出された保険料のうち、労働者負担分は本人の年金専用口座へ、使用者負担分は年金基金に積み立てられる。

受給資格期間は15年以上、受給開始年齢は男性60歳、女性50歳（幹部55歳）で、給付は終身となっている。給付年齢に達すると、年金専用口座からは積立金を退職時平均余命で除した金額が、年金基金からは基礎年金として各地方の前年平均給与に加入年数を加味して算出した金額が給付される。基礎年金額には前年平均給与を通じて、各地方の経済状況や高齢化の状況が反映されるため、給付額に地域格差が発生している。例えば、中国の南端に位置し、経済が発展段階にある海南省では扶養率（1人の受給権者を支えている被保険者数）は2.8で、平均給付月額はおおよそ1,100元（おおよそ15,000円）、所得代替率は53.9%である。これに対して、少子高齢化の進んだ上海市の扶養率は1.5で、平均給付月額はおおよそ1,700元（おおよそ24,000円）と海南省よりも多いが、所得代替率は45.2%と低くなっている。

地方によっては、支給の増大や加入者の減少によって、年金財政の悪化が懸念されている。前掲の上海市では、2009年の保険料収入が620億元であったのに対して、支出は711億元と支出が収入を上回っており、市財政からの補填を余儀なくされている。全国の社会保険基金に目を転じてみると、2010年1～9月の保険料収入は1兆3000億元、支出は1兆元と黒字ではあるものの、支出の増加率（20.2%）が収入のそれ（17.8%）を上回った状態で推移している。今後少子高齢化の更なる進展を考えると、原資の確保が大きな課題となっている。また、農村部でも医療制度改革に続いて新たな年金制度が導入されたこともあり、国庫負担が増大している。財政の主管庁は、今後、政府の財政支出における社会保険関連費の割合を現在のおおよそ12%から更に引き上げる必要があるとしている。

このような動きの中で外国人への社会保険の加入適用が決定され、政府はその理由として中国の経済成長によって外国人の就労が増加したためとしている。外資系企業への新たな課税が矢継ぎ早に発表される中で、今般の社会保険適用は日系企業を始めとする多くの企業にとって運営コストの更なる増大となる。仮に外国人が社会保険に加入したとしても、その多くが受給開始前に中国を離れると考えられるため、保険料の二重払いや還付等の問題について日中間の社会保障協定の整備も必要となってくるであろう。

（片山 ゆき）